

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(平成 27 年 10 月 8 日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準と均衡を図ることを基本としています。本年、職員給与と民間給与を調査した結果、職員の月例給及び特別給(期末手当及び勤勉手当)については、いずれも民間を下回っていることが明らかになりました。

そのため、本年は昨年に引き続き、月例給については、若年層に重点を置いた給料表水準の引上げを行うこととしたほか、医師等の初任給調整手当の引上げについて勧告しました。また、期末手当及び勤勉手当については、民間の支給月数に見合うよう年間支給月数を 0.10 月分引き上げることが勧告しました。

次に、給与制度の総合的見直しについては、本委員会は昨年の報告において、職員の給与水準等に大きな影響を及ぼすものであり、慎重に対処する必要があるとした上で、引き続き検討を行うとしておりました。

本委員会では、それ以降検討を重ねてきましたが、今回、高齢層の公民の給与差が国と同様の状況にあることを確認し、また、他の多くの地方公共団体においても、国に準じて取り組んでいることなどから、情勢適応の原則及び均衡の原則に照らし、本県においても、平成 28 年 4 月から給与制度の総合的見直しを実施することを勧告しました。

この給与制度の総合的見直しは、日々職務に精励する職員にとっては、給与水準を引き下げる厳しいものとなることから、所要の経過措置を講じることを併せて勧告しました。

この他、職員の人事給与等に関する今後の課題として、人事給与制度に関しては、能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成、女性職員の登用、並びに退職管理の適正の確保等について報告

を行いました。また、仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備に関しては、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、育児や介護と仕事との両立支援及びハラスメントの防止等について報告を行いました。その他、危機発生時の勤務条件等についても報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることにより、職員の勤務条件について県民からの理解が得られるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的で安定的な行政運営に寄与するものと考えています。

職員にあっては、今後も、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えられることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義とそれぞれの職場で、使命感を持って毎日の職務に精励している多くの職員の存在について、深い御理解を賜りたいと存じます。